

令和8年度宮古港クルーズ船寄港時における 「おもてなし物産販売」 出店要綱（後期・その1）

1 目的

- ① クルーズ船の寄港に合わせて、地元特産品や飲食物等の販売を行い、乗船客や乗組員に宮古市の魅力を感じ取っていただくことで、今後の宮古港への寄港の継続及び増加につなげる。
- ② 乗船客・乗組員に加え、市民に買い物の機会を提供し、地域の賑わい創出と経済効果の拡大を図る。

2 主催

宮古港利用促進協議会・宮古港クルーズ船おもてなし本部事務局
（宮古市交流推進部観光課内）

3 実施日

実施日	船名	入港	出港
8月6日（木）	三井オーシャンフジ【日本船社】	13:00	19:00
8月12日（水）	パシフィック・ワールド【日本船社】	9:00	21:00

※ 8月12日（水）は宮古市内で次のイベントが予定されています。

時間	場所	内容
10:00～17:00	宮古駅前	みやこ・地酒紀行2026 ※地酒販売
20:00～20:45	出崎ふ頭沖	宮古夏まつり 海上花火大会

※ 令和8年度後期「おもてなし物産販売」出店者募集は、下記の3回に分けて行います。

区分	実施日	募集開始
その1	令和8年8月寄港分（2日分）	今回
その2	令和8年9月～11月寄港分（10日分）	7月中旬
その3	令和9年3月寄港分（1日分）	1月上旬

※ 寄港する客船の詳細については、宮古市ホームページをご覧ください。

URL https://www.city.miyako.iwate.jp/gyosei/soshiki/kanko/1_1/10296.html



4 会場・出店区分・出店時間

実施日	会場	出店区分	出店時間
8月6日（木）	宮古港藤原ふ頭	テント	13:30 ～ 18:00
		キッチンカー	13:30 ～ 18:00
8月12日（水）	宮古港藤原ふ頭	テント	9:30 ～ 18:00
		キッチンカー	9:30 ～ 20:30
	宮古駅前	テント	10:00 ～ 17:00
		キッチンカー	10:00 ～ 17:00

※ 出店時間は、入出港時間等により調整しています。

当日の状況に応じて、時間を変更する可能性があります。

5 出店ブース

【宮古港藤原ふ頭】

出店区分	①規格	②備品	③出店料（定額）
テント	1 小間 間口2.7m×奥行3.6m （幅約5.4m×奥行約3.6mテ ントの半分） 【主催者準備】	・ テーブル：2本 （幅1.8m×奥行0.45m） ・ パイプイス：1脚 ・ 店名板 【主催者準備】	5,000円/日 ※市外事業者 7,000円/日
キッチン カー	1 台	—	2,000円/日 ※市外事業者 3,000円/日

※ ①、②以外の電気器具、冷蔵ケース等は出店者で準備してください。

発電機、消火器、暖房器具及びコードリールの利用を希望する場合は斡旋しますので、主催者に相談してください（出店者実費負担）。

※ 宮古港藤原ふ頭での出店料は運営費の一部として負担いただきます。

【宮古駅前】

出店区分	①規格	②備品	③出店料（定額）
テント	1 小間	—	無料
キッチン カー	1 台	—	無料

※ 「テント」出店に必要なテント（原則2m×2m以内、強風対策として十分な重りを設置）、机、イス、電源等は出店者で準備してください。

※ 宮古駅前（末広町商店街）での出店は宮古駅前エリア再整備の社会実験として実施するため、出店料は無料です。

【共通】

※ クルーズ船側の都合により寄港予定が変更された場合や天候の影響等により寄港しない（抜港）場合、強風や豪雨などの場合で出店を中止することがあります。

警報発令の可能性が高い場合は、実施日前日の正午の時点で、悪天候(大雨、強風)の恐れがある場合は、実施日前日の17:00時点で主催者が判断する予定です。この場合、出店料はかかりません。

ただし、準備等にかかった経費の補償はしませんので、ご了承ください。

※ 出店料の請求は、出店実施後に行います。請求書が届き次第、速やかに振り込んでください。

6 出店要件等

(1) 出店者資格

- ① 本店又は主たる事務所の所在地が岩手県内である法人又は個人事業主であること。
- ② 客船歓迎事業であることの趣旨を理解し、積極的に運営協力できる者であること。
- ③ 事業者等の代表者・関係者（従事者を含む）等が、暴力団関係者でないこと。

(2) 出店品目

出店することができる品目は、次の要件を満たすものとします。

- ① 販売物は、県産品（地元特産品又は地域性のある商品）、又は乗客・乗員のニーズを満たすことが期待され（売上げが見込まれ）、企画・製造・調理・販売等に県内事業者が関与する商品であること。
- ② 出店する事業者が自己又は自己の名をもって生産又は販売する品目であること。
- ③ 説明文等に誇大又は虚偽の記載がない品目であること。
- ④ 法令等に違反しない品目であること。
- ⑤ 公序良俗に反しない品目であること。
- ⑥ 危険物、破損品、腐敗及び悪臭発生のおそれのない品目であること。

※ 外国客船寄港時は、法令等で輸出が禁止されている商品等は販売できません（国内で消費される場合を除く）。

※ 検疫、防疫及びクルーズ船側の規制等により、船内に持ち込めない品目がある場合があります。

※ テントでの飲食の出店（臨時営業許可などによりテントでの調理を伴うもの）は、保健所より三方幕で囲むことが条件となっていますが、強風により横幕を上げざるを得ない状況が多発し施設設備の要件を満たせないことが多いことから、飲食の出店（ドリンク、アルコール、かき氷等を含む）はキッチンカーに限ることとし、テントブースでの飲食の出店はできません。

調理済みの飲食物（食品営業許可施設で製造されたもののみ）は、テントブースで販売可能です。

※ 飲食の販売については、岩手県内の保健所（盛岡市保健所を除く）で発行された営業許可証が必要になります。

出店申込みの際に、「営業許可証」、「許可指令書」の写しを提出してください。

※ 酒類の販売については、酒税法に基づく、「期限付酒類小売業販売免許」が必要になります。「期限付酒類小売業販売免許」を持っていない事業者はお酒の販売はできません。

酒類の販売を行う出店者は各々宮古税務署に手続きを行ってください。

7 出店者の決定

(1) 募集数

実施日	会場	出店区分	募集数
8月6日（木）	宮古港藤原ふ頭	テント	13小間
		キッチンカー	10台
8月12日（水）	宮古港藤原ふ頭	テント	13小間
		キッチンカー	12台
	宮古駅前	テント	6小間
		キッチンカー	3台

(2) テント出店者の選考方法

- ① 宮古市内の事業者を優先して決定します。
- ② 宮古市内の事業者で募集数に満たない場合は、宮古市外の事業者を抽選で決定します。

(3) 販売場所（テント小間割及びキッチンカー配置）

申込内容（販売内容等）を勘案して事務局で決定します。

(4) 連絡方法

結果は主催者から直接事業者等に連絡します。

8 出店にかかる留意事項

(1) 水道・電気・火気・廃棄物の処理

- ① 会場内に水道はありませんので、出店者各自で準備してください。
- ② 会場内に排水設備はありませんので、出店者で排水用のタンク等を準備してください。
また、汁物などを販売する場合、残った汁などを処理するためのザルやバケツを出店者で用意してください。
- ③ 電気・火気については、出店者で準備し、責任をもって管理するとともに、火気（発電機を含む）を取り扱う出店者は基準を満たした消火器を必ず設置してください。
また、当日は宮古消防署による現地確認がありますので、対応をお願いします。
- ④ 会場内での購入品を含め来場者が排出する廃棄物の処理は主催者が行いますが、出店者が排出する廃棄物は出店者の責任で必ず持ち帰ってください。

(2) 出品物の搬出入

- ① 搬入は、営業開始1時間30分前（又はゲート開場時間）から開始し、営業開始時間までに終了してください。
- ② 搬出は、出港時間の1時間後（ゲート閉鎖時間）までに終了してください。
- ③ 車両の通行については、次の事項を厳守してください。
 - 会場内の車両の移動等は、係員の指示に従ってください。
 - 搬入作業終了後、車両は必ず指定の場所に駐車してください。
 - 通行許可証を発行します。入場の際はゲートで必ず一時停止のうえ、警備員に通行許可証を提示してください。
 - 会場内の入場口及び出店者駐車場の場所は、後日連絡します。
- ④ 搬出入に要する経費及び火気類の燃料費は、出店者の負担とします。

(3) その他

- ① 主催者からの連絡や出店者とのやり取りには、メールやフォームを活用する予定です。円滑な事務連絡のため、メールの確認及び使用が可能な環境を準備し、協力をお願いします。

9 販売上の注意点

- ① 販売は主催者の指示に従い、出店者が責任を持って行ってください。
- ② 食品の販売は、法令等を遵守し、食中毒には注意してください。弁当や惣菜等の販売は、食品営業許可施設で製造されたものに限ります。
- ③ 外国船社の場合、乗客・乗員の多くが外国人の予定です（日本船社であっても、乗員が外国人の場合があります）。

販売物には日本語と外国語（英語など）で品名及び値札（税込）を付けてください。
商品説明も英語など外国語表記のものを用意しておくことをお勧めします。

※通訳者は外国人乗客・乗員への対応を目的として配置しますが、状況により対応が不足する場合があります。出店者向けの通訳対応は行っておりませんので、あらかじめご了承ください。

- ④ 宗教などの理由により、肉、卵、魚介等の食材（アルコール、調味料や調理法等も）に制限がある方がいます。食品については使用食材等を表示することをお勧めします。
- ⑤ 乗客・乗員用の決済方法は、キャッシュレス決済（QRコードではなくクレジットカード）を推奨します。
- ⑥ 販売物及び現金等出店ブース内の管理は出店者が責任を持って行ってください。また、つり銭等の小銭は出店者で準備してください。
- ⑦ のれん、飾り物などは出店者で準備してください。
- ⑧ 基本的に、出店時間途中での片付けや退場はご遠慮ください。
- ⑨ 販売実績の報告をお願いします。
- ⑩ 終了後は、ブース内の清掃をお願いします。
また、主催者が準備した物品等を破損等した場合は、出店者に対し修理費等を請求する場合があります。
- ⑪ 酒類（会場内での飲用）を提供する場合、車を運転する方には絶対に販売しないとともに、過度の飲酒等によるトラブルが発生しないようご注意ください。
- ⑫ 出店に際し、乗客、乗員、来場者、他の出店者などに対し迷惑のかかる行為（勧誘、誹謗中傷、営業妨害又はそれらに類する行為等）があったと主催者が判断した場合、当要綱に定める内容に反する行為を行った場合は、出店中止及び出店取消の申し入れを行うことがあります。
なお、これらの行為が認められた事業者については、今後の出店をお断りする場合があります。
- ⑬ 当日体調不良がみられる場合は従事を控えてください。
- ⑭ 出店ブース付近での喫煙は固く禁止します。
喫煙が確認された場合、出店全体の継続が困難となるおそれがあります。ほかの出店者や来場者にも迷惑となり、出店中止及び出店取消の申し入れを行うことがあります。
また、今後の出店をお断りする場合があります。
- ⑮ 上記のほか、出店者決定後に追加で対応等を依頼する場合があります。

9 出店申込

当要綱に同意のうえ、別紙の出店申込書に必要事項を記入し提出してください。

- ※ 飲食販売の場合は、出店申込書に営業許可証（臨時、移動販売など）、許可指令書の写しを添付してください。
- ※ 初めて申込する場合は、身分証明書の写しを添付してください。

(1) 提出方法

次のいずれかで提出してください。①持参 ②郵送 ③FAX ④メール ⑤フォーム

※ ④メールの件名は「宮古港おもてなし物産販売出店申込み」としてください。件名が異なる場合、書類を受理できない場合があります。

※ ⑤フォームのURL、QRコードは次のとおりです。

<https://logoform.jp/form/4cHy/1649305>



※ ④⑤で提出する場合、添付の営業許可証等は画像データでもかまいません。

(2) 申込期限 **令和8年7月3日（金） 午後5時15分まで（必着）**

(3) 問い合わせ・申込先

宮古市商工労働部商業振興課

〒027-8501 岩手県宮古市宮町一丁目1番30号 宮古市役所本庁舎2階

電話：0193-68-9092（課直通） FAX：0193-63-9120

E-mail：shogyo@city.miyako.iwate.jp

(4) その他

○ 共同出店を希望する場合は、事前に相談してください。

■お問い合わせ先

【クルーズ船の受入全般に関すること】

宮古港利用促進協議会・宮古港クルーズ船おもてなし本部事務局
（宮古市交流推進部観光課内）

電話：0193-68-9093（課直通） FAX：0193-63-9115

E-mail：kanko@city.miyako.iwate.jp

担当者：皆野川、橋本

【物販ブース出店に関すること】

宮古市商工労働観光部商業振興課

電話：0193-68-9092（課直通） FAX：0193-63-9120

E-mail：shogyo@city.miyako.iwate.jp

担当者：小向、斎藤